

## 特定処遇改善加算の「見える化要件」について

- ◎ 加算予定額 5,609,592 円（令和4年度）
- ◎ 支給時期及び支給方法 毎年年度末に一時金として1年分支給します。
- ◎ 一人当たりの平均賃金改善見込額（令和4年度見込）
  - ① 経験・技能のある介護職員で常勤1.0の場合：20,000円程度／月額
  - ② 他の介護職員で常勤1.0の場合：10,000円程度／月額
  - ③ その他の職種で常勤1.0の場合：5,000円程度／月額

※当法人における「経験・技能のある介護職員」の定義は、介護福祉士かつ当法人での勤務年数が10年以上の者とします。

※非常勤職員については、年間の勤務時間を平均して支給額を決定します。

※施設内の研修などの参加等を考慮して支給します

※当法人は、施設入所・（介護予防）短期入所療養介護・（介護予防）通所リハビリテーションを運用しており、それぞれの加算支給額は均等になります。

医療法人 慈正会

理事長 宮之原 浩